

社会福祉法人ぶどうの木福社会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ぶどうの木福社会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときは、次に定める報酬を支払うことができる。

(1) 役員が理事会に出席 3,500 円

(評議員会への出席報酬)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、次に定める報酬を支払うことができる。

(1) 評議員が評議員会に出席 3,500 円

(監事監査の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあった場合は、次に定める報酬を支払うことができる。

(1) 指導監査及び監事監査 5,000 円

(業務執行の報酬)

第6条 理事会及び評議員会並びに各委員会等に提出する資料等を準備作成する場合、及び入札・検査立ち合い等に従事した場合は、次に定める報酬を業務執行者に支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会並びに各委員会の資料作成 日当 3,500 円

(2) 入札・検査立ち合い等及びその他の業務執行 日当 3,500 円

(役員及び評議員の報酬等の支払い基準)

第7条 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支払い基準は次の通りとする。

	報酬額	会数	監事監査	業務執行等	各年度総額
評議員 7 名	3,500 円	4 回		3,500 円×12 回	140,000 円
役員 8 名	3,500 円	4 回	5,000 円×2 名	3,500 円×24 回	206,000 円

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程に基づき旅費を支給することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。(平成28年3月1日改正)

附則

この規程は、平成29年6月13日より施行する。(平成29年4月1日より適用する)